

[事案23-76] 契約無効確認請求

・平成23年9月21日 裁定打切り

<事案の概要>

契約時に、高額生命保険契約に加入すれば保険会社からの融資が受けられるなどの虚偽の説明を受けたことを理由に、既払込保険料と解約払戻金との差額の支払いを求めて、申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成20年11月、募集人から高額生命保険契約に加入すれば保険会社からの融資が受けられるなどの説明を受け、保険加入を強要され、高額定期保険に加入したが、実際には融資を受けられなかったため解約した。既払込保険料と解約払戻金との差額を賠償してほしい。

<保険会社の主張>

募集人が、保険加入を条件に保険会社から融資が受けられると説明した事実はなく、以下のとおり、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人と募集者は異業種交流会へ参加したことで知り合ったものであり、保険募集業務と関連の無い、募集者の個人的な活動である。
- (2) 募集者に、相手方が行う融資に関する権限が無いことは明らかであり、融資を受けられると申立人が誤信した事実は認められないし、名刺や肩書から融資決定権限を有する者と窺われるような事実は見当たらない。
- (3) 申立人の事業への協力の一環として、人の紹介や応援をするという程度の話であり、保険に加入すれば融資を行うとの約束をしたという事実は存在しない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張を、募集人の詐欺による損害について、保険会社に使用者責任（民法715条1項）を求めるものと解し、申立人および相手方会社から提出された書面の内容にもとづき審理した。

本件の争点は、高額生命保険契約に加入すれば保険会社からの融資が受けられるなどの説明の有無にあり、かかる説明がなされ契約に至ったのであれば、募集人の行為は詐欺による不法行為に該当するものといえ、申立人から提出された、第三者作成の、本件説明の存在を認める旨が記載された「証言書」によれば詐欺行為の存在が窺がえるが、本件説明による詐欺は、犯罪行為（刑法246条1項）に該当する可能性が高く、これを認定するには慎重を期す必要がある。

本件では、募集人の所在が不明とのことで裁定手続における事情聴取は困難である一方、本件の判断には、申立人のみならず、募集人、および上記「証言書」の作成者に対して、反対当事者の反対尋問を認めたとうえでの厳格な取り調べが必要となるところ、当審査会には、かかる厳密な証拠調手続を有していないため、裁判所における訴訟手続によることが適当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第32条1項（4）によ

り、裁定手続を打ち切ることにした。